

2025年3月21日

各 位

会 社 名 株式会社鎌倉新書
代表者名 代表取締役社長COO 小林 史生
(コード番号：6184 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役CFO 山田 浩司
(TEL. 03-6262-3521)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年3月21日開催の取締役会において、2025年4月18日開催の当社第41期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の変更を行うものであります。

②監査等委員である取締役に欠員が生じた場合の対応を円滑に行うため、定款第20条第2項及び第3項の新設を行うものであります。

③補欠監査等委員である取締役の任期を定めるため、定款第21条第4項及び第5項の新設を行うものであります。

④今後の事業環境の変化に対応し、役員構成を柔軟に運用できるようにするため、定款第22条第2項の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 15. (条文省略) (新設) (新設) (新設) 16. ～ 31. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 15. (現行どおり) <u>16. 自治体における住民向け終活サービスの提供支援、マーケットリサーチおよびコンサルティング</u> <u>17. 自治体における住民向け終活サービスに関する情報提供システムの企画・構築・運営支援</u> <u>18. 終活分野における各種サービスにかかる官民連携事業</u> 19. ～ 34. (現行どおり)
(取締役の選任) 第20条	(取締役の選任) 第20条

<p>1 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (条文省略) <u>3</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 1 (条文省略) 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 1 (条文省略) 2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</u></p>	<p>1 (現行どおり) <u>2 株主総会において、監査等委員が欠けた場合または欠けるおそれがある場合に備え、補欠監査等委員を選任することができる。</u> <u>3 補欠監査等委員の選任の効力は、あらかじめ定められた順位に従い、監査等委員が欠けたときに生じるものとする。</u></p> <p>4 (現行どおり) 5 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 1 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、<u>役付取締役を選定することができる。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年4月18日(金)

定款変更の効力発生日 2025年4月18日(金)

(注)上記の内容につきましては、2025年4月18日開催予定の当社第41期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上